

## 令和5年第2回ニセコ町議会定例会 第4号

令和5年3月16日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第 1号 ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 4 議案第 2号 ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 5 議案第 3号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 4号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 5号 ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算
- 11 議案第 9号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 12 議案第10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 13 議案第11号 令和5年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 14 議案第12号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 15 議案第13号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 16 議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 17 発議第 1号 ニセコ町議会個人情報の保護に関する条例
- 18 議案第15号 ニセコ町監査委員の選任について（追加）
- 19 議案第16号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）
- 20 議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）
- 21 議員派遣の件について
- 22 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 23 閉会中の所管事務調査の申し出について  
(総務・産業建設常任委員会)

○出席議員（10名）

1番	篠原正男	2番	木下裕三
3番	高瀬浩樹	4番	榊原龍弥
5番	斉藤うめ子	6番	浜本和彦
7番	小松弘幸	8番	高木直良
9番	青羽雄士	10番	猪狩一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	
農政課参事	山田浩二
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	齊藤徹
商工観光課参事	三上進
都市建設課長	黒瀧敏雄
都市建設課参事	橋本啓二
上下水道課長	石山康行
総務係長	樋口範幸
財政係長	浅井理登
教育長	片岡辰三
学校教育課長	阿部信幸
町民学習課長	中村正人
こども未来課長	淵野伸隆
学校給食センター長	三橋公一

○出席事務局職員

事	務	局	長	前	原	功	治
書			記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において9番、青羽雄士君、1番、篠原正男君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、三橋公一君、以上の諸君です。  
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎説明の訂正、補足

- 議長（猪狩一郎君） 本日の日程に入る前に、山本副町長より議案第8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の説明に誤りがあり、訂正を行いたい旨の申入れがありましたので、これを許します。

副町長、山本契太君。

- 副町長（山本契太君） 3月7日の日程第10号、議案第8号の令和4年度の一般会計補正予算につきまして誤ってご説明したところがあります。ご説明、訂正させていただきたいと思っております。

議案を見ていただかなくても大丈夫だとは思いますが、一応議案でいくと19ページになります。そちらの6款2項1目23節の地域林業会社出資金1,000万円、こちらの補正予算、これの説明におきまして森林づくりの牽引、調整役となる会社を設立するに当たり今後の運営等を加味し、必要となる資本金の拠出のための補正であるということをご説明を申し上げました。当該会社は3月設立とする予定であり、株主として町内林業家、森林資源の活用支援会社、それから地元経営コンサル、町、これを株主とする構成とすること、これもご説明を申し上げました。最後に町は50%以内の出

資とするジョイントセクターとする予定であることというご説明を申し上げました。また、同内容を歳入、これは12ページになりますが、こちらにおいても同じ内容を説明申し上げましたところですが、これにつきまして町内林業家等の会社の構成員というところは変わらないものの、出資金につきましては本町の出資金が全体の50%ではなくて、50%と申し上げたのですが、57.1%となるという予定でございますので、こちらのほうを訂正させていただきたいと存じます。57.1%になる予定ということでございます。こちらの訂正でございます。大変失礼をいたしました。ありがとうございます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって訂正の説明を終わります。

◎日程第3 議案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、議案第1号 ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 確認の意味でお伺いをしたいと思うのですが、今回はニセコ町として保護条例を設置するということですが、関わりあるいわゆる共同設置ですとか一部事務組合でニセコ町が関係する団体は様々あると思いますが、それらの団体が今回のような個人情報保護条例を制定する場合にニセコ町としての手続として何か生まれてこないのかどうか、それだけお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

関係団体に関しては、関係性の団体の状況にもよりますが、基本的には各団体でこの個人情報保護法施行条例というものを制定しておりますので、保護に関わる部分についてはそれぞれ必要な部分については措置されているものと認識しております。また、今回の条例案の中に、5ページになりますが、後志南部地区地域資源循環管理施設、こちらのほうの条例にもうちで制定している、これ関係町村10町村で条例を統一的に設置しているものですが、こちらについては本条例で改正を整えております。ですので、ほかの団体を含めて法人格を有するものについては基本的にはそれぞれの団体が制定し、影響するもので必要なものについては内容によっては改正するものもありますけれども、改正しなくてもよいものも当然あります。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 現在の町の個人情報保護条例並びに新規に提案されている案において関連すると思いますので、質問いたします。

昨今いくつかの自治体というよりもかなりの自治体で自衛隊員の募集に際して個人の適齢期といいますが、18歳から22歳とか26歳とか、その範囲において名簿として提出をしているという自治体があるということがニュースになっております。また、いくつかのところではラベルにして、封筒に貼れるぐらいまで用意して提供しているという自治体もございます。これについて私はやはりかなり個人情報保護上は問題になるのではないかと思いますけれども、当ニセコ町においてどのよう

な扱いをされているか、あるいは個人情報保護条例との関係でどのように考えられているか、所見を伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（富永 匡君） 高木議員のご質問にお答えをいたします。

現在ニセコ町におきましては、自衛隊のほうから文書が来まして、閲覧という形で住民基本台帳の閲覧を行っています。それで、防衛省のほうからの文書がありまして、それが総務大臣と協議をして、問題がないというような文書が来ていますので、そのような取扱いということでやっております。今後につきましても同様にその文書をもってニセコ町としては適切に対処をしていくということにしております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ありがとうございます。住民基本台帳上閲覧はできると。それは自由にできるという範囲ということで対処されているということ確認いたしましたので、ありがとうございました。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

高木議員。

○8番（高木直良君） 今回の提案に新しい条例2つ関連でございますけれども、この提案に対して私から反対の討論をこれからさせていただきたいと思います。

最初に、私は社会全般がデジタル化、AIも含めてIT技術を様々に活用して暮らしの利便、あるいは産業の発展に資するということについては私は反対はしておりません。むしろ真の意味で生活向上に結びつくということであれば、大いにすべきであるということをお話いたします。その上で今回の提案に関してはこれから述べる3つの理由によって反対討論とさせていただきます。

1つ目は、今回提案のニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例案とニセコ町情報公開・個人情報審査会条例については、案については現行の平成10年9月25日に条例第18号として制定されておりますニセコ町個人情報保護条例を廃止することを前提にしたものであるということです。現行条例には審査会に関する規定も含まれております。現行の各自治体ごとの個人情報保護条例は本人以外からの情報収集、目的外使用を原則禁止し、例外的に認める場合も本人通知義務の規定を持っております。一般的には要配慮個人情報、いわゆるセンシティブ情報と言われている情報、ニセコ町の条例では個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するもの、これが該当するかと思いますけれども、この情報を開示しないことができるとの規定などから54条で構成されております。こうした現行条例は、保有する個人情報の利用等につき適正な取扱いを義務づけ、住民の人権

保障と公正な運営に寄与するものとして定められ、個人情報につき実施期間による収集から外部提供までの情報管理を厳密に制限し、多くの住民から信頼を受け、各自治体において定着しているものでございます。

2つ目には、これに代えて今回全国的に現行条例を廃止し、新条例案提案となったのは中央レベル、政府から始まったものであります。根拠として行われた3本の法律の一本化、これが行われましたけれども、新個人情報根拠法、保護法も含めて、その背景には菅政権が発足した以降デジタル化政策としてデジタル関連法の制定、デジタル庁の新設、自治体DX、デジタルトランスフォーメーション推進計画、これらが背景にございます。先日頂いた地方公共団体の個人情報保護制度の在り方の資料による改正趣旨というのがございますが、その中では社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請されるなどから、全国的な共通ルールを法律で規定し、国がガイドライン等を示すことにより地方公共団体等の的確な運用を確保するというふうに記されております。また、IT関連企業、この動きを、IT関連各企業はいろいろこの情報を伝えておりますが、その一つとして紹介しますけれども、デジタル関連法改正ポイントの解説ということでいくつか列挙する中で、データ利活用の促進、要点のまとめというウェブがあります。その中で書いてあるのは、匿名加工情報、つまり氏名を削除するなど個人を識別できないように加工した情報であれば、今回の改正で内部分析に限定すること等を条件に事業者の義務が緩和されることになりました。匿名加工情報であれば、漏えい等の報告義務や開示請求、利用停止等の適用対象外となります。このような解説文が民間の関係会社においては情報として提供されていると。つまり活用の部分が非常に強調されているわけです。初代の平井デジタル大臣が述べていたように、国や地方自治体が持つ膨大な個人情報を含めた情報、これをオープンデータとして多様な主体が参照できたりするよう整備する。多様な主体ということは、当然民間団体、民間営利団体が含まれるわけですが、参照できるように、そのように整備していくのだということが主要な狙いであるということが発言されております。

第3として、3つ目としては安全性や信頼性の問題があるということです。2018年には日本年金機構の個人情報が中国のサーバーに移転されていた、あるいは2019年3月にはラインのユーザーの個人情報が中国から閲覧可能だったということが判明しております。グーグルもフェイスブックも日本国内の利用者の情報を海外に移転しております。個人のプライバシーを守るためには民間、政府機関を問わず、監視社会の中国はじめ海外への個人データ移転をEUのように禁止する必要があります。2025年を目標とする自治体の業務システムの統一標準化、ガバメントクラウドの導入では、アマゾン社やグーグル社のサービスを使うとしております。現状においては、真に個人情報やプライバシーを守る上での事実上法整備上の不備はまだ解決されておられません。

以上のことから、提案の条例案に対しては反対するものです。

以上、私の意見といたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第4 議案第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第4、議案第2号 ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例の質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論ありますか。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

○8番(高木直良君) 先ほど述べた理由と同様の理由で反対をいたします。

○議長(猪狩一郎君) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論は終了します。

これより議案第2号 ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例の件を起立により採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、議案第3号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 予算にも絡んでくるのですが、今回の条例改正に関わって実際令和5年度に組まれている予算と令和4年度との比較でどの程度影響が出てくるかお知らせください。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の旅費の条例改正に伴いまして影響する度合いですけれども、正確な金額はちょっと計算していないのですけれども、査定の中で影響したのが、まず一つは近隣町村の羊蹄山麓の出張は日当を支給しない地域になりますが、その拡大に応じて2,000円の旅費を、日当を削った部分で、これについては数万円程度の影響というふうに考えております。また、今回補正予算で出ささせていただいておりますのと、それから令和5年度の当初予算で影響していますのは、旅費の部分で着後手当等が変更になっておりますので、その部分で30万円ぐらいですか、影響が出ているということがございます。本来ですとこの着後手当とか移転料とかについては支給すべき事案で、毎年度計上しなければいけないという状況でございましたけれども、改正によって、実勢に合わせて改正させていただきましたので、影響額についてはさほど大きいものではないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入りますが、討論ありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、議案第4号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第5号 ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 提案理由にございます、介護予防と生活支援事業を行うための手数料について適切にサービスを提供するための利用者費用負担の観点から引上げを実施するため本条例を提出するとありますけれども、適切にサービスを提供するためという件につきまして、もう少しその理由について説明を加えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、ただいまの高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

適正という言葉の意味いろいろありますが、今回に限っては支出に伴う収入、財源というような意味合いで捉えていただければいいのかなというふうに思っております。まず、最初の配食サービスにつきましては、令和4年度まで880円でお弁当を出していたところを物価等の高騰により1,000円に値上がりしているということで、それに伴いまして町からの支出と、それからご本人が負担する額、これを値上げするという趣旨のものでございます。

それと、もう一つ、除雪サービスの部分についても値上げというような形で提案させていただきます。これについても令和4年度まで1人1時間1,200円の手数料をお支払いして作業していたところを1,350円の支出ということで、それに伴いまして町からの支出、それと個人の負担も値上がりということで、これをもって適正というような考えでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第7号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、議案第7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第8号

○議長(猪狩一郎君) 日程10、議案8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 先ほど副町長からお話で修正がございました会社に対する出資は50%以下ではなく、57.1%になる見込みであるというお話でしたけれども、これに関連しまして、今後会社設立されるわけですが、今後出資割合から見て運営の決算であるとか事業活動状況、そういった情報がその都度議会にも報告されるものかどうか確認させていただきたいと思います。

それから、見込みということでもありますけれども、他の民間の方の出資についてほぼ割合が分かっているかと思えます。あるいは、何者かということも分かっているかと思えますので、その情報についてもこの場でご説明いただければありがたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 山田農政課参事。

○農政課参事(山田浩二君) 高木議員の質問にお答えいたします。

まずもって出資の比率が変わったことおわびいたします。それで、議会の決算ですとか利用の活動状況につきましては、出資比率が50%超えますので、こちらは議会報告になります。

あと、出資の見込みについてですが、今町以外の民間の方々、5者の方々から750万円を出資いただくということで事務局のほうから報告を受けております。

以上になります。

○議長(猪狩一郎君) 山本副町長。

○副町長(山本契太君) ちょっと付け足しといいますか、お話しさせていただくのは、今5者、750万円ということですが、この会社については出資金も今合わせますと1,750万円ということで、スモールスタートをさせていただくということになります。まだまだスタートとしてもできることは限られているので、大それたことが最初からできるような会社ではもちろんありません。地道に川上から川下までの林業事業を通してできるような、少しでもできていけるような会社ということ

で、地道な取組をしていきたいと思っていますが、ただそれに当たって地元の、スモールスタートで、今5者と申し上げましたが、山主さんでありますとか、皆さんそういうところで出資をしたいということになってくる段階になりましたら、増資も含めてぜひそれは大いに歓迎して、一緒にやっていきたいと、そのように考えているというところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今町外からの5者でしたっけ、という出資の見込みということではありますが、この間の解説の文書、あるいは今の副町長からの発言にありましたように、町内の例えば山主、山林所有者などからの支えがあってこそ地元の会社として根づいていくのではないかと思われまます。そういう意味では、ぜひとも今後どのように意義を伝え、町内の出資者が増えるように努力されていくのか。もちろんこの間頂いた資料の中にもいろいろ書かれておりますので、その意義を伝えていく、そういう場面は多いかとは思いますが、改めて今後どのように取り組むかを聞きたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 農政課参事、山田君。

○農政課参事（山田浩二君） 高木議員の質問にお答えいたします。

先日の施策説明でもご説明さしあげたのですけれども、ニセコ町にわたっては町民生活を豊かにするには域内の経済循環ですとか資源の向上がキーワードになっているので、ニセコ町としましては地域資源である森林資源を最大限に活用して取り組んでいきたいと、そのように考えております。今後につきましても例えば町民講座ですとか、そういうあらゆる機会を捉えて町民の方々にその意義などの周知を図っていききたいと、そのように考えております。

以上になります。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） すみません。また付け足しで、高木議員のお話の中で、ちょっと聞き違ったかもしれませんけれども、町外の5者とおっしゃったかと思うのですが、5者というのは今は地元山主さんと、それからコンサルと申し上げていますけれども、地元のコンサルタントさんと、それからトビムシさんという今までこれに携わっていただいた、こちらの方を町外といえればいわゆる町外というようなことで、そのような出資の割合ということですので、あえて言うなら町内4者、町外1者ということになります。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 1点だけ。

17ページ、一番下、18節、ニセコハイブサービスセンター設備、これ除雪機を購入ということなのですが、たしか1回は故障を直してという話で、それでも駄目だということですが、その辺の経過を教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの浜本議員のご質問にお答えしたいと思います。

昨年の11月に現在ニセコ福祉会で所有している除雪機のミッション等含めて修繕を行っておりまして、こちらのほうは修理が終わって、原状復帰しているところでございます。それで、その当時は新規に買うことも検討したかというご質問もあったのですが、その当時は手に入らない状態でした。それで、修理をして、戻ったということで、今回につきましてはエンジン、オイルが必要以上に減ってきているということで、経年劣化が主なものかと思うのですが、シリンダーヘッドの摩耗ですとか、その辺が考えられるのですが、いわゆる過重に長時間使用とかができないだろうということで、大事に扱っているような状態です。なので、前回修理したところは直ってございます。ただ、現状でフルに活動できる状態かということ、ちょっと不安があるというような状態であるということです。それと、別に業者さんのほうに何か新しい除雪機とかいい情報あったら教えてくれというようなことで常にアンテナ張り巡らせていたのですが、業者のほうから1台実は用意できることになりましたというのが1月の下旬の話です。それで、福祉会のほうから現状今ある除雪機がこういう状態なので、できれば新しいものを購入して、長く使うような体制を整えていきたいというようなことのご相談があつて、今回早急に1台用意できるというものの購入について町としては支援したいというような流れがございまして、今回補正予算を提案させていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） すみません。先ほどの林業会社のほうに一回戻ってしまうのですが、一般的な話として出資比率によって会社の性格って変わると思うのですが、今回の場合当初の説明の50%から57.1%というのは大きく影響ないのかなという認識を一つしています。それが正しいかどうかということと、今後出資が増えてきた場合、町の出資比率についてどのようにお考えかという、57%なり50%以上キープするとか、もしくはその比率が下がってきた場合に会社の性格というのはどういうふうに変化するというふうにお考えなのかについて教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 榊原議員の質問に対して説明いたします。

出資比率が50%から57.1%ということで、若干の比率の向上になりますが、先ほど高木議員から質問があつたとおり、議会での報告ですとか、そういったことはちょっとあるのですが、大きくそれほど情勢に変化はないのかなという認識でございます。

あと、もう一点、出資比率が今後増資によって下がっていくということ、先ほど副町長からも説明あつたとおり、増資についてももしそういう方がいらっしゃったら積極的に増資を引き受けたいというふうに考えておりますので、その場合も町が1,000万円、もし補正予算で議決いただいたら、金額としては大きいので、出資比率については一番大きく割合を占めることになると思いますので、その意味では町の関与というのはそれほど変わってこないのかなと考えております。

以上になります。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） それで、今ご質問いただいたところで、将来的には出資も広がっていく

中で、町の関与としての出資比率は下がっていくという形が理想というふうには考えております。事業内容としては地元の資源を活用したいいわゆる社会的有意義な意義のある会社だというふうに思っておりますが、それらのものが自走して回っていけるようになるようであれば、それが一番理想的だなという考え方をしておりますので、これらの出資比率が下がり、地元林業家、その他の皆様のご理解をますます得る中で、スモールスタートではありますが、だんだん賛同する方が増え、出資比率が下がっていくということになれば、それは理想的な形かなと、そのような考え方をしているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 先ほどの山田参事のご説明の中で、とはいえ1,000万円という大きな金が町から出資されていると。ですから、例えばそれが30%に出資比率が下がったところで……何ておっしゃいましたっけ。議会の報告とかは変わらず行うというご発言があったと思うのですけれども、すみません。ちょっと言葉違っていたらあれなのですけれども、ただ法律的には義務なくなりますよね。その辺というのは、例えばニセコまちの例があるとは思うのですけれども、それには今回触れないのですけれども、法的な義務がなくなってしまうことで変化がないということについてはちょっとにわかに納得がいかないのですけれども、その辺というのは副町長含めてどのようにお考えかというのをもう一回聞きたいのですけれども。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 先ほど申し上げたところは、50%から57%に膨らむことについては特段変化がないというふうに申し上げたかと思えます。なので、今後の出資比率が50%を切って、30%とか例えばなったときの、それは全く変化がないかという、そこはそうではないと思えますし、確かに議会での報告義務等はありません。ただ、町が関与しなくなるというようなことはもちろんありませんので、その辺の中で、先ほどもちょっと例として出させていただきましたニセコまちと同じように、ニセコまちも今ニセコの住民の皆さんを巻き込んだ様々な取組をしながら、この会社がどういう取組をしているのかということを中心にPRしてやっていただいているというところですし、そういうものについてはこの会社についてもできるだけ継承していきたいと思えますし、もちろん今現段階で町の出資比率が将来少なくなったからといって何か全然全く町に関与しませんよと、そんなような話をするような方が構成しているということでもありませんので、そののころについては常に情報共有させていただきながら進むことになるであろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 15ページの企画費、この旅行者向けふるさと納税導入補助330万円、地域通貨のeumoのことだと思いますが、こちらのシステム構築費ということなのですが、現在もある程度というか、見れるとか動かしている状況の上でのシステム構築ということだったので、どのようなシステム構築になるかもちょっと詳しくご説明いただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

このシステムの導入経過という形でよろしいですか。

（「中身」の声あり）

中身ですね。すみません。このe旅納税、皆さんに先日政策案件のときにお配りしたと思うのですけれども、狙いとしてはニセコ町に観光客がたくさん訪れるということで、その方々をターゲットにふるさと納税をしていただきたいというところがございます。ニセコ町に来てから、ホテルさんとかスキー場とかいろいろとあるのですけれども、こちらで登録店、このe旅納税の登録店というふうに随時拡大している最中なのですけれども、こちらでふるさと納税をしたら3割のいわゆるポイント、1万円寄附していただければ3,000円のポイントがもらえると。その3,000円のポイントをその場で即食事代とかスキー場のリフト券の購入だとかに使えるような仕組みになっております。ここでe旅納税のちょっと特徴なのですけれども、例えば5,000円の食事をしたとして、標準の携帯、スマホでお支払いをすることになるのですけれども、10%がいわゆる、言葉悪いですが、チップのような形で1割増しでお支払いするというようなシステムになってございます。ただ、その1割を上乗せして支払うことをしないという方はそれは当然外すこともできますし、さらに2割とかと乗せることもできるような仕組みになっております。そういう形でニセコに観光客さんが来て、お食事をして、通常の料金より1割多く払って、その店をさらに応援するという気持ちがこのやつには特徴的に入っているということで、果たしてそういう方々がたくさんいるのかということで、私もちょっとデータの的に、こちらのほうからお願いしたら、やはりほぼ10%超えているのです。上乗せで、先ほど言ったように、5,000円のもの食べたら5,500円払っていただいている方というのがたくさんいるのだなということで、そういうような中身になっています。通常ふるさと納税というのはいただいて、ニセコ町からニセコのいろんな農産物だとかを返礼品として送っているのだけれども、これについては即スマホでポイントがすぐバックするので、その場ですぐ使えるというようなことで、倶知安では旅先納税という形でたくさん寄附を受けているようでございますけれども、ニセコ町が違うのは1割さらに上乗せの応援、それから先日お話ししたように、SNSでいろんな方と会話ができるというのですか、そのような仕組みもここに入っているというような形のものでございます。ですから、共感コミュニティー通貨というような呼び方もしているのですけれども、コミュニティーが取れる地域通貨というような一つの考えで持っております。ちょっと長くなりましたけれども、趣旨に答えているかどうか分かりませんが、再度質問していただければありがたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 今ある仕組みのやつをさらに強化するというふうな意味合いで捉えていいのかなとちょっと思ったのですけれども、いずれにしろやっぱり非常に僕はこれ期待しております。今までのふるさと納税の場合ですと旅行者ということよりも、今回ちょっとふるさと納税、何か物品をもらおうか、何か送ってもらおうかみたいなものが先にありましたけれども、今回の場合は来て、そういう方もいるかもしれませんけれども、実際来て、そこで使っていくということにな

ろうかと思しますので、そういった意味では非常にターゲットも変わってくるのかなというふうに思っております。そのためにはやっぱりいろんな事業者さんは多分これご協力とか、そういったところも必要になってくるのかなと、これ普及に向けて、思っています、そこら辺の普及に向けたというか、いろんな事業者さんにご理解をいただきながら、例えばこういうのがありますのでどうですかとか、そういったことも今後必要になってくる。そこら辺のどのように普及を考えるかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問でございますけれども、ご指摘のとおりいろんなところからご協力をいただかないとこのシステム、ふるさと納税、発展していかないのかなというふうに感じております。現在加盟店はまだ17店舗程度ということで動いておりますが、これまで昨年から商工会さんのご協力も得て、会員さんの方等々に集まっていたいて、直接この開発元の新井さんのほうから仕組みの説明会だとか、あとある程度ターゲットを絞って、個別にうちの職員と同行して訪問をさせていただいたりして、ホテルとかレストラン等々にご協力を今進めているという形で、スタートが11月1日だったものですから、まだ満足するような件数ではないのかなというふうに思いますけれども、これからもそのような協力店の活動については進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 隣町に負けないぐらい頑張っていたいただきたいなと思います。これ僕のものもちろん協力させていただきます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第9号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案9号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正

予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案9号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号から日程第16 議案第14号

○議長(猪狩一郎君) この際、日程第12、議案10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第16、議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算までの件5件を一括議題とします。

本件に対して、予算特別委員長の報告を求めます。

高瀬予算特別委員長。

○予算特別委員長(高瀬浩樹君) それでは、予算特別委員会の審査結果を報告します。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算から議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算までの5件については、3月14日及び15日、町長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査しました。本委員会は全議員で構成されていることから、審査の概要と結果については簡潔に報告します。

一般会計の質疑では、地域公共交通活性化協議会への補助など地域公共交通に関する各事業やニセコ福祉会や倶知安厚生病院など福祉や医療に関する各事業、肥料価格高騰対策や観光協会の体制など地域経済に関する各事業などについて多くの質疑が行われ、事業実施に当たっては慎重に進めていくことが確認できました。

採決は起立で行い、一般会計及び4特別会計の全てにおいて全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算特別委員会の報告は終わります。

○議長(猪狩一郎君) 報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審議されましたので、省略します。また、討論についても同様につき、省略します。

これより議案第10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案11号 令和5年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案12号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案13号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 発議第1号

○議長(猪狩一郎君) 日程第17、発議1号 ニセコ町議会個人情報の保護に関する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終了します。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号 ニセコ町議会個人情報保護に関する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号から日程第20 議案第17号

○議長(猪狩一郎君) 日程第18、議案15号 ニセコ町監査委員の選任についての件から日程第20、議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算までの件3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第18、議案第15号 ニセコ町監査委員の選任についてということでご説明を申し上げます。

議案の1枚おめくりいただきまして、右側をご覧くださいと思います。議案第15号 ニセコ町監査委員の選任について。

下記の者をニセコ町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記、住所、虻田郡ニセコ町字[REDACTED]、氏名、佐竹三郎、[REDACTED]生まれ。

令和5年3月16日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件におきましては、これまで監査委員を務めておられました大村潤一さんが令和5年4月25日をもって任期が満了となります。大村さんにおかれましては、平成31年4月26日から4年間にわたり監査委員として本町の振興、発展にご尽力をいただきました。厚く感謝を申し上げる次第でございます。本案件につきましては、新たに佐竹三郎さんを監査委員に任命することについて議会の同意を求めるといふものでございます。

佐竹さんの略歴につきましては、議案第15号の裏ページから2ページにわたって掲載をしております。

佐竹さんにおかれましては、人格が高潔で、主な職歴としてニセコ町の商工会経営指導員、それから商工会事務局長をお務めになられ、現在は介護の傍ら各種事務の代行業、こちらをされております。また、公職といたしましてはニセコ町社会福祉協議会の理事、それからニセコ町交通安全指導員をされておられるということでございます。また、まちづくり全般において精通し、見識を有しておられますことから、今回新たに監査委員選任について同意を求めるといふものでございます。

議案の第15号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第16号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算について追加ということで提案をさせていただきます。

追加議案の1ページをご覧いただきたいと存じます。A4の横長でございます。左上に議案第16号と書かれたところでございます。議案第16号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ93万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,768万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年3月16日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきまして、第1表が歳入歳出予算補正、こちらが2ページから3ページ、4ページをお飛ばしいただき、5ページ、こちらが歳入歳出補正事項別明細書の歳入でございます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。今回の補正額93万1,000円、こちらの財源内訳は全て一般財源ということでございます。

そのまま7ページの歳入でございます。今回の補正額全額である93万1,000円、こちらは全て20款1項1目1節の前年度繰越金で賄います。これにより前年度の繰越金は1億723万1,000円と現状なる予定でございます。

それから、8ページでございます。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目3節の時間外勤務手当19万5,000円、マイナンバーカードの普及促進のため担当課以外の職員を含めた出張申請受付の実施及び窓口申請の強化に伴い事務が増大したことによりまして時間外勤務手当が不足するということになりましたので、補正をするというものでございます。

それから、9ページでございます。6款1項11目14節の堆肥センター攪拌機修繕工事73万6,000円、こちらにつきましてはニセコ町堆肥センターの攪拌機の走行モーターが老朽化により走行停止などの不具合が発生し、早急に交換、修理が必要ということとなったため、係る経費について増額補正するというものでございます。なお、この補正は今回3月補正となるために令和5年度に全額繰り越して実施をいたします。

続きまして、先ほどの4ページにお戻りいただきます。飛ばしました4ページでございます。第2表、繰越明許費でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、堆肥センター攪拌機修繕について年度内にその支出が終わらない見込みというため、予算の定めるところにより今回の補正額73万6,000円を令和5年度に繰り越して使用いたします。

最後に、今回は人件費を含んだ補正のため、後ほどご確認いただきたいと存じますが、10ページ、

11ページにかけて給与明細書の変更を記載しておるところでございます。

議案第16号についての説明は以上でございます。

それでは、日程第19、議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたします。こちら先ほど可決いただいたところの令和5年度の予算の追加ということで補正をさせていただきます案件でございます。

議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,844万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,344万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月16日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正が2ページ、3ページ、それから4ページが歳入歳出補正の事項別明細書の歳入でございます。

それから、5ページ、こちらをご覧くださいと思います。今回の補正額3,844万9,000円、こちらの財源内訳につきましては国、道支出金が3,044万円、一般財源が800万9,000円という構成になってございます。

歳出からご説明をさせていただきます。8ページをご覧くださいと存じます。まず、歳出でございます。2款4項3目、町議会議員選挙、18節の選挙運動費負担金800万9,000円です。この予算は、選挙費用の軽減や選挙運動の機会均等を図る目的で選挙運動用自動車の使用、それから選挙運動用ビラ及びポスターを公費で負担すべく制定をいたしましたニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、これにつきましては令和2年の12月のニセコ町議会で可決をいただき、昨年12月の議会におきましてはその公費負担分の増額ということで改正をさせていただいた内容でございますが、こちらを根拠に予算化をする費用でございます。内訳でございますが、選挙運動用自動車、こちらの公費負担、12候補分としておりますが、387万円、それから同じく選挙運動用ビラ、こちらについては14万8,416円、同じく選挙運動用ポスター、こちらの公費負担が398万9,871円という内訳で予算を組んでいるところでございます。なお、本年度、新年度予算に組み込むところ、今回の追加補正となりましたことおわび申し上げます。大変申し訳ございません。

それから、9ページでございます。4款1項2目予防費、こちらは新型コロナワクチン接種に係る費用でございます。全体で3,044万円の補正です。予算化においてはまだ国による制度の未確定部分があるものの、新年度からの準備や接種に係るシステムの継続性担保の観点、これなどから予算計上いたします。なお、新年度のワクチン接種は6月頃に高齢者に1回、それからまた秋口に町民全体を対象に1回、こちらの接種を奨励するという予定でございます。まず、1節の会計年度任用職員206万9,000円、こちらにつきましては新型コロナウイルスワクチン追加接種に従事する看護

資格のある短時間職員 1 人の年間雇用報酬及び期末手当ということでございます。それから、3 節の職員手当 54 万 2,000 円は担当職員時間外と、それから担当管理職の休日特別勤務手当でございます。それから、7 節の新型コロナワクチン接種協力謝礼 302 万 5,000 円、こちらにつきましては休診日に接種対応いただく医師、看護師、事務員に対する謝礼でございます。なお、積算は高齢者向け 6 月の接種が 9 日、町民向け秋口の接種が 14 日間ということで計算をしております。8 節旅費の費用弁償 7 万 2,000 円、こちらについては会計年度短時間職員の通勤に係る費用ということでございます。それから、10 節需用費全体で 32 万 4,000 円、こちらは接種に必要な医薬材料、それから消毒用品ほか消耗品で 24 万円、燃料費につきましてはワクチン保存用冷凍庫のバックアップ発電機用でございます。印刷製本は、通知用封筒でございます。それから、修繕費は発電機のオイル交換ということです。11 節役務費、こちらも全体で 142 万 5,000 円と予算化させていただいております。通信運搬費は接種券の送付郵送料、それからワクチン保管冷凍庫の停電をお知らせする通信料、それから手数料は広告のための新聞折り込み、管理手数料につきましてはワクチン保管冷凍庫無停電装置発電機の保管管理の費用でございます。その下、新型コロナワクチン接種請求事務取扱手数料 13 万 5,000 円、こちらにつきましては本町以外で接種を受ける方の費用請求の代行業を国保連合会に委託するというための費用でございます。12 節の新型コロナワクチン接種業務委託料 1,220 万円、こちらは 1 人当たりの接種単価 2,277 円、4,500 人分を見込みまして、これに予診のみの場合ですとか、それから時間外加算などを加味した積算となっております。それから、10 ページでございます。12 節の続きでございますが、上から廃棄物処理委託料 9 万 4,000 円は注射器など医療用廃棄物の処理、その下、公共施設駐車場等交通整理業務委託料 37 万 4,000 円はニセコ医院駐車場周辺の交通誘導の費用、その下、自家発電機保守点検委託料 11 万円はワクチン保存用冷凍庫の停電時に使用する発電機の保守点検費用でございます。失礼しました。自家発電機保守点検委託料 1 万 1,000 円でございます。こちらについては、停電時の発電機の保守点検でございます。その下、13 節の 1 つ目、複写機使用料 8 万 4,000 円、これは事務処理用複写機 12 か月分の費用、その下接種予約システム使用料 132 万円、こちらは接種ウェブ予約サービスの年間契約料でございます。その下、接種管理システム使用料 110 万円、こちらは接種管理用システム h a r m o の年間契約料でございます。その下、自動車借り上げ料 60 万円はワクチン接種において接種会場までの移動困難者の送迎に要する費用ということでございます。18 節の新型コロナワクチン個別接種促進事業費補助 720 万円、こちらにつきましては国のルールに基づき週 100 回以上の接種を 4 週以上実施した場合、2,000 円掛ける接種回数分をニセコ医院へ補助し、個別接種促進の支援をするという費用でございます。

続きまして、歳入の 6 ページでございます。15 款 1 項 3 目 1 節の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金 1,200 万円及びその下、2 項 3 目 1 節の新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金 1,824 万円、これらは令和 5 年度の接種に対する国庫負担金及び補助金を計上しております。国において支援制度の一部未定な部分がありますが、係る費用の全額を歳入で見込んでいるというところでございます。

それから、7 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金 800 万 9,000 円は、歳入歳出の均衡を図るための前年度繰越金を充当するというものでございます。

最後に、今回の補正には人件費を含んだ予算があるため、後ほどご確認をいただきたいと存じますが、こちらについても11ページから13ページにかけて給与費明細書の変更、こちらを記載してございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

また、今回の補正の概要は別添の補正予算資料ナンバー3（議案第17号）とありますが、こちらにまとめてございます。こちらも後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案第17号についての説明は以上でございます。

以上で全ての説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午前11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時28分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第15号 ニセコ町監査委員の選任についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号 ニセコ町監査委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

小松議員。

○7番(小松弘幸君) コロナワクチンの接種の関係でご質問したいと思います。

一応1人2,277円で4,500人分、そういったことで6月に高齢者が接種されて、ほかの一般の方が秋に接種されるというお話を聞いたのですが、私なんかはもう5回目のオミクロン株を接種したのです。そういった中で今回やられるワクチンはどういったもののワクチン接種なのか、あるいは今現在で接種率がどういう状況になっているかお聞きしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 桜井課長。

○保健福祉課長(桜井幸則君) ただいまの小松議員の質問にお答えいたします。

まず、今現在国の法令改正等で決まっている部分につきまして、春夏接種と言われるいわゆる高齢者の、ニセコ町としては6月ぐらいを予定してございますが、こちらで使うワクチンは現行で使われておりますオミクロン対応のワクチンというふうに、これは決まっております。今度秋冬、秋口ぐらいに町民全体に行う、これ高齢者も含めて全員に行うのですけれども、これについてのワクチンはまだ決まっておりません。なので、これから今後決まる予定となっております。

それと、ワクチン接種率についてでございますが、全体でまずニセコ町民4,996人を分母として、最終的な接種率が80.8%となっております。80.8%のうち65歳以上の高齢者については91.9%と。ほぼほぼ接種が完了しているということでございます。あと、オミクロン株対応のワクチンの接種については、人によっては4回目だったり5回目だったりするのですけれども、これについては全体で今2,284人の接種が終わっていて、45.7%の接種率というような状況になってございます。国の方針では、令和5年度も引き続き1、2回目、いわゆる初回接種と言われるものが旧ワクチンを使って引き続き実施していくというようなことで、ルールがそうになってございますので、できるだけまた広く接種できる機会をニセコ医院さんと協議していければいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議員派遣の件について

○議長（猪狩一郎君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第22 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第22、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第23 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第23、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例の会に付議された事件は全て議了しました。  
これにて令和5年第2回ニセコ町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (原本自署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (原本自署)